

令和6年度から令和8年度までの 介護保険料(65歳以上)

介護保険事業は3年ごとに策定され、その計画期間の中で、給付に係る必要な支出額を基に介護保険料の見直しなどが行われます。
第9期計画期間(令和6年度から令和8年度まで)で、介護保険料は下表のとおりです。
なお、第9期の計画策定では、介護保険給付費等準備基金(以下準備基金)を取り崩し、保険料額の上昇を**387円(月額)**抑制しました。
最終的な保険料基準額は**6,297円(月額)**となります。 ※準備基金の取り崩し前の保険料基準額は**6,684円(月額)**です。

$$\text{保険料(年額)} = \text{基準額(6,297円)} \times \text{負担割合} \times 12\text{か月}(100\text{円未満四捨五入})$$

		変更前(R3~R5年度)	→	変更後(R6~R8年度)	R3~R5年度 保険料(年額)		負担 割合	R6~R8年度 保険料(年額)
所得段階		対象者						
第1段階	世帯全員が住民税非課税	・老齢福祉年金受給者、生活保護受給者等 ・公的年金等収入金額+その他の合計所得金額(※1)が80万円以下の方			20,200円	→	0.285	21,500円
第2段階		公的年金等収入金額+その他の合計所得金額(※1)が80万円を超え120万円以下の方			28,200円	→	0.45	34,000円
第3段階		公的年金等収入金額+その他の合計所得金額(※1)が120万円を超える方			47,100円	→	0.685	51,800円
第4段階	課税世帯 本人が住民税非課税	公的年金等収入金額+その他の合計所得金額(※1)が80万円以下の方			55,800円	→	0.90	68,000円
第5段階 基準額		公的年金等収入金額+その他の合計所得金額(※1)が80万円を超える方			67,200円	→	1.00	75,600円
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額(※2)が120万円未満の方			76,000円	→	1.2	90,700円
第7段階		合計所得金額(※2)が120万円以上210万円未満の方			84,000円	→	1.3	98,200円
第8段階		合計所得金額(※2)が210万円以上320万円未満の方			100,900円	→	1.5	113,300円
第9段階		合計所得金額(※2)が320万円以上420万円未満の方			114,300円	→	1.7	128,500円
第10段階		合計所得金額(※2)が420万円以上520万円未満の方			124,400円	→	1.9	143,600円
第11段階		合計所得金額(※2)が520万円以上620万円未満の方			134,500円	→	2.1	158,700円
第12段階		合計所得金額(※2)が620万円以上720万円未満の方			—	新	2.3	173,800円
第13段階		合計所得金額(※2)が720万円以上の方			—	新	2.4	181,400円

(※1) 第1段階から第5段階の「その他の合計所得金額」には、公的年金等の所得金額は含まれません。

(※2) 第6段階から第13段階の「合計所得金額」とは、下記⑤の金額です。

①賦課の根拠

介護保険料は介護保険法及び上尾市介護保険条例に基づき、第1号被保険者に対して賦課するものです。

②賦課期日

当該年度の初日(4月1日)です。年度途中で資格取得または、資格喪失した方は月割りで算定します。

③世帯

4月1日(年度途中で資格取得した方は資格取得日)時点の住民登録上の世帯です。

④公的年金等収入額とは

老齢・退職年金など、税法上課税の対象となる年金をいい、遺族・障がい年金など税法上非課税の対象となる年金は含まれません。

⑤合計所得金額とは

前年の収入金額から必要経費等に相当する額(給与の場合は給与所得控除額、公的年金の場合は公的年金等控除額)を差し引いた金額で、損失等にかかる繰越控除を行う前の金額です。

また、土地・建物等の譲渡所得(長期及び短期譲渡所得)の特別控除を差し引いた跡の金額で算定します。

なお、合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。

住民税非課税世帯に対する公費負担による保険料額軽減について

市民税非課税世帯(第1段階から第3段階)を対象に、公費負担によって介護保険料を軽減しており、上記段階表は、軽減後の金額を記載しています。軽減前の年額は「第1段階」34,400円、「第2段階」49,100円及び「第3段階」52,100円です。